技能実習適正化支援センターの渡邉です。
令和６年６月２１日、入管法と技能実習法の一部を改正する法律が公布されました。改正法は交付日から３年以内に施行され、技能実習制度に代わる育成就労制度の創設と特定技能制度の改正が行われます。
これに伴い、先月、出入国在留管理庁のホームページに「育成就労制度・特定技能制度 Q&A」が公表されました（下記 URL）。その内、監理団体及び実習実施者の皆様に関連のある事項をご紹介します。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html

Ｑ４ 技能実習生を受け入れていますが、育成就労に制度が改正されても受入れを続けることはできますか？
育成就労制度での受入れを行うには、育成就労外国人を受け入れる産業分野が「育成就労産業分野」（特定産業分野（生産性向上や国内人材確保を行ってもなお外国人の受入れが必要な分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）として設定されていることが必要です。また、育成就労産業分野の設定は、それぞれの分野を所管する省庁を中心に検討が進められることとなりますが、スケジュール等の詳細についてはおってお知らせします。

「育成就労産業分野」としては、特定技能で設定されている「特定産業分野」と同じく 16 分野が予定されています。また、育成就労産業分野ごとの分野別運用方針において、個別育成就労産業分野における人材の受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限として運用することになります。

Ｑ１３ 育成就労制度で外国人を受け入れるための手続は、技能実習制度と変わりませんか？
育成就労計画（技能実習計画）の認定手続といった基本的な流れは変わりません。ただし、技能実習制度では１～３号の各段階で計画の認定が必要ですが、育成就労制度では、当初から３年間の計画を作成し認定を受けることとなります。

育成就労制度においては、監理支援を受ける監理支援機関の指導に基づき育成就労外国人ごとに作成する育成就労計画を外国人育成就労機構に提出して、認定を受けなければなりません。

Ｑ１６ 育成就労制度の監理支援機関は、技能実習制度の監理団体と何が違いますか？
監理支援機関は監理団体と同様に、主務大臣の許可を受けた上で、国際的なマッチング、受入れ機関（育成就労実施者）に対する監理・指導、育成就労外国人の支援・保護等を行うことになります。その上で、育成就労制度では、これらの機能をより適切に果たすことができるよう、監理・支援・保護機能を強化する方向で許可の要件を見直すこととしています。
また、育成就労制度では、新たに外国人本人の意向による転籍が可能となりますが、転籍を希望する申出があった際、監理支援機関は、関係機関との連絡調整等の役割を担うことになります。

監理支援機関の許可を受けなければなりません。技能実習制度における監理団体と比べると、許可基準も厳格化されます。育成就労外国人から転籍希望の申込みがあった場合には、監理支援機関は他の育成就労実施者又は監理支援機関その他関係者との連絡調整、職業紹介その他の必要な措置を講じなければなりません。

Ｑ２２　育成就労制度の創設に伴って、受入れ機関（育成就労実施者）の要件はどのようなものになりますか？

育成就労制度の創設に伴う受入れ機関の要件の変更点の概要は次のとおりです。

育成就労制度も、技能実習制度と同じく人材育成を目的とする観点から、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制等の要件については、適正化して維持する方向です。

次に、人材確保を目的とした上で、特定技能制度との連続性を持たせる観点から、特定技能制度と同じく、受入れ対象分野別の協議会への加入等の要件を新たに設ける予定です。

また、制度目的を改める観点から、前職要件や帰国後の業務従事要件等の国際貢献に由来するものは廃止する予定です。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告書に言及されているように、特定技能制度における分野別協議会への加入と同様に、育成就労制度においても受入れ機関（育成就労実施者）は分野別協議会への加入が要件とされる見込みです。

～～～